

第2次枚方市環境基本計画令和2年度事業計画進捗管理一覧

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1	学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)事業	市内の小中学校・幼稚園において、環境保全の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用した市独自の学校版環境マネジメントシステムを運用します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境保全の取り組み件数160件	S-EMSの運用	すべての教職員が環境保全についての認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育に生かすため、学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)に取り組んだ。 学校園での環境保全の取り組み件数は、347件であった。 効率的に運用するため、システムの見直しとして、様式の簡略化を行った。	○	次年度に向け、更に効率的に運用するため、引き続きシステム見直しを行う。
2	保育所等への環境出前学習の実施	市内の保育所(園)、幼稚園における環境出前学習を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境出前学習の実施回数20回	・環境出前学習の実施 ・環境教育・環境学習プログラムの普及	「幼児のための体験型環境学習プログラム」として、市民や市職員が講師となり市内保育所・園・幼稚園で11回の環境出前授業を実施したが、コロナ禍により例年通りの回数は、実施できなかった。 参加園児は、延べ1,428人。 内訳は、パッカー車体験11回、はがき作りは申し込みがあったが、中止。	■	引き続き、積極的に保育所、幼稚園へ参加を呼び掛け、事業の拡大を図り、実施に関しては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底する。
3	環境副読本の作成	小学校高学年を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成・活用します。	環境政策室 (環境保全担当)	市内の4年生へ100%配布	環境副読本の発行・配布	発行部数4,200部(そのうち市内小学校新4年生向けに3,720部配布) 新たに、SDGSに関連するページを掲載し、内容の充実を図った。	○	授業でより活用しやすいように内容を更新する。
4	「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成	「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、小学校での配布を通じて子どもと家族のエコライフの実践を促進します。	環境政策室 (環境保全担当)	つうしんぼの参加者数2,000人	ひらかたエコライフつうしんぼの作成・配布・回収	市内小学校13校、うち申し込み部数2,122部、提出部数1,267部。	■	新型コロナウイルスの影響により、夏休み期間が短くなったことから、申し込み、取り組み数が減少したと考えられる。 夏休みの課題として各小学校で取り組んでもらうためにさらに内容の充実を図る。
5	教職員環境教育関係研修事業	教職員に対して、環境教育関係研修を実施することにより、学校での環境教育の充実を図ります。	学校教育室 (教育研修担当)	研修の実施回数2回	環境教育関係研修の実施	・野外活動センターでの自然体験研修 ・フィールドワーク研修「わたしたちのまち枚方を知る」(動画による研修)	○	継続して、環境教育に取り組んでいく。
6	市民向け環境講座の実施	環境情報コーナーにおいて、環境団体による講座の充実を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	環境講座の開催回数20回	環境講座の開催	環境ティールーム(7回 内2回はコロナのため中止) 環境ミニ講座(8回 内2回はコロナのため中止) 自然エネルギー学校(1回) くらわんか塾(2回 内1回はコロナのため中止) マイゴーヤ説明会(13回)	○	引き続き、市民の環境保全意識の高揚を図る環境講座を開催していく。実施に関しては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底する。。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
7	環境マネジメントシステム(H-EMS)の運用	環境保全活動の一層の推進と事務の効率化を図るため、本市の環境施策全体を管理する枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)を運用します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムを運用し、環境保全の取り組みを推進した。 環境行政推進本部幹事会(7/15)、本部会議(7/21)開催し、令和2年度の目標を設定した。 環境審議会(9/1)令和元年度の環境保全の取り組みの実績と令和2年度の目標報告(9/1)	○	市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)に基づき、環境保全の取り組みを進めていくとともに、効果的な運用方法について検討していく。
8	グリーン購入の推進	「グリーン購入推進指針」に基づき、環境に配慮した物品の購入を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	グリーン購入率95%	グリーン購入の推進	グリーン購入率95.1%	○	引き続きグリーン購入指針の周知を図り、職員の意識付けを行う。
9	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	みち・みどり室	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	○	継続
10	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	道路河川整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	○	再生材利用率100%、再資源化率100%、環境配慮型建設機械の使用率100%を継続する。
11	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	施設整備室 (建築担当)	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	左記取り組みに該当する全ての工事において、碎石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った	○	工事発注時において、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく
12	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	浄水課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	○	今後も引き続き、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
13	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	上水道工務課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	すべての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書(設計書)の作成を行い、環境保全対策に努めました。 目標・基準の達成(100%)	○	引き続き、環境に配慮します。
14	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	上水道保全課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	工事発注の際、特記仕様書等において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行いました。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認します。
15	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	污水整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和2年度の全ての対象工事発注の際に特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行いました。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認します。
16	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	雨水整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和2年度の対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認します。
17	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	下水道施設維持課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和2年度の全ての対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し指導を行いました。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認します。
18	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	施設整備室 (管理担当)	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	左記取り組みに該当する全ての工事において、碎石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った	○	工事発注時において、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
19	電子決裁システムによる文書事務	公文書を電子データとして扱うことによるペーパーレス化を図るため、電子決裁機能を備えた文書管理システムを運用します。	コンプライアンス推進課	電子決裁機能を備えた文書管理システムの運用	電子決裁機能を備えた文書管理システムの運用	電子決裁機能を備えた文書管理システムの運用を行った。	○	引き続き、電子決裁機能を備えた文書管理システムの運用を行っていく。
20	環境表彰の実施	環境保全活動を実施している市民・事業者を対象に環境表彰を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	環境表彰の実施	環境表彰の実施	枚方市環境表彰 2件 学校園環境表彰 10校園	○	今後も市民の環境保全意識を高めることを目的として、継続して実施する。
21	環境保全啓発補助事業	環境の保全と創造についての取り組みを推進するために設立された「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」が取り組む環境保全活動の支援を行う。	環境政策室 (環境保全担当)	連携・協力した事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の支援 ・連携・協力した事業の実施 ・補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・協力事業の実施 ・温暖化対策事業 ・啓発イベント開催事業 ・環境講座開講事業 ・中間支援事業 	○	ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者の環境活動の拡大に欠かせない組織であり、今後も自立化に向けた財源確保の努力を促すと共に必要な支援を行う。
22	枚方市地球温暖化対策協議会事業	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策セミナーの開催(9社) ・エコ通勤の実施(12社) ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間36社、12月地球温暖化防止月間36社) 	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
23	住工共生環境対策支援事業	環境対策を行った中小企業者に対して交付することにより、中小企業者の操業環境を維持し、及びその事業の定着を促進し、もって雇用の継続及び税収入の確保を図る。	商工振興課	制度改定の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知及び補助金申請の受付、審査、交付 ・制度改定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度案内のチラシを環境指導課のカウンターに設置して周知を図るとともに、制度改定に向けて、企業からの情報収集に努めた。 ・補助金交付件数:0件 	○	引き続き、制度周知を関係機関と連携しながら行っていくとともに、交付対象の事業者を広げるなど、制度内容の検討を進める。
24	建築物省エネ法の運用	建築物省エネ法を適切に運用することにより、建築物のエネルギー性能向上に寄与します。	審査指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の審査 ・基準に基づく認定、適合性判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の審査 ・基準に基づく認定、適合性判定 	78件の届出及び1件の適合判定があり、基準に適合しないものについては適合するように協議・指導を行いました。(認定については案件なし)	○	引き続き適正に審査を行い、基準に適合しないものについては協議・指導・命令することで、適合化を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
25	「ひらかたの環境(環境白書)」・「環境データ集」の発行	環境の現況や施策・事業の実施状況をまとめて、環境白書及び環境データ集を発行します。	環境政策室 (環境保全担当) 環境指導課	・環境白書・環境データ集の発行 ・ホームページへの掲載	環境白書・環境データ集の編集・発行	・令和2年版「ひらかたの環境(環境白書)」を発行し、ホームページにも掲載することで本市の環境の現況や、環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等を市民・事業者へ周知した。 ・令和2年版環境データ集を作成し、市HPへの掲載及び図書館等への配架により公表。	○	引き続き環境白書を発行し、本市の環境の現況や、環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等を市民・事業者へ周知していく。 環境データ集について、正確かつ経年変化が分かりやすい書面作りを目指す。
26	「エコカレンダー」の発行	わかりやすい環境情報冊子として、毎年度エコカレンダーを発行し、配布します。	環境政策室 (環境保全担当)	エコカレンダーの配布 1900部	エコカレンダーの発行・配布	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事務事業の見直しにより実施せず。	—	新たに環境に関するイベントの情報をまとめたホームページ作成し、情報を発信していく。
27	環境情報コーナーの運用	サブリ村野の「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して市の環境保全への取り組みを情報発信するとともに、環境講座の開催や省エネナビの貸し出し、エコドライブ体験などを行います。	環境政策室 (環境保全担当)	・環境講座の開催 ・エコドライブ体験の実施	・環境講座の開催 ・エコドライブ体験の実施	・エコドライブシミュレーターの使用回数(73回)	○	エコドライブ推進のため、エコドライブシミュレーター利用者増加を図る必要がある。
28	エコライフコーナーの充実	中央図書館の「エコライフコーナー」の充実を図ります。	中央図書館	エコライフコーナーの充実	エコライフコーナーの充実	・コーナー特集冊数 438冊 ・貸出冊数 令和2年度 647冊	○	新型コロナウイルス感染症対策の関係でサービスを縮小したため全体の貸出冊数は減少している。引き続きエコライフ関連の本の充実を図る。
29	温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信	地球温暖化に資する様々な情報を集約したポータルサイトを通じて情報発信を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	ポータルサイトの運営・管理	ポータルサイトの充実	ポータルサイトの運営・管理を行った。	○	最新情報への更新を行うとともに、利用に向けた周知を図る。
30	エコライフ推進事業	NPOや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に取り組めます。	環境政策室 (環境保全担当)	各啓発事業の実施	・エフエムひらかた環境定期便の放送 ・エコライフキャンペーンの実施 ・ライトダウンキャンペーンの実施 ・環境啓発イベント(エコ宣言等)の開催	・環境定期便で環境関連の情報を提供 ・ひらかた夏のエコライフキャンペーンの実施 ・ひらかたライトダウン2021の実施 ・ひらかた冬もエコライフキャンペーンの実施	○	引き続き多様なアプローチで市民のエコライフを推進する。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
31	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、平成14年度より王仁公園プールでは使用料の割引適用を推進しています。※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策により、避暑空間の設定、王仁公園プールの利用は中止する。	環境政策室 (環境保全担当)	・市民団体等と連携した啓発事業の実施 ・避暑空間の設定	・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、エコ宣言の実施	NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が実施した「ひらかたみんなでエコ宣言」に協力し、市民の省エネルギー行動の推進を図った。宣言の応募総数は、212名であった。例年避暑空間として市民に利用を呼びかけている図書館や生涯学習センターなど(33施設)について、新型コロナウイルス感染予防対策のため今年度は実施しなかったが、ホームページで「COOL CHOICE」の啓発を行い、節電の取り組みを促進した。	○	市民の省エネ・節電行動を促進するため、引き続き枚方環境ネットワーク会議と連携し、「ひらかたみんなでエコ宣言」を実施する。引き続き、夏季には市関連施設を避暑空間として設定する。
32	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、平成14年度より王仁公園プールでは使用料の割引適用を推進しています。※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症防止対策により、避暑空間の設定、王仁公園プールの利用は中止する。	みち・みどり室	・市民団体等と連携した啓発事業の実施 ・避暑空間の設定	・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、エコ宣言の実施	新型コロナウイルス感染症防止対策により、避暑空間の設定、王仁公園プールの利用中止	—	継続
33	COOL CHOICE普及啓発推進事業	家庭部門の温室効果ガスの削減に向けて、国民運動「COOL CHOICE」を地域の幅広い世代に対して呼びかけ、賛同と実践の輪を広げ、ライフスタイルを見直すきっかけを創出します。	環境政策室 (環境保全担当)	COOL CHOICEの普及・啓発	・市の取り組みや「COOL CHOICE」の考え方を周知 ・「COOL CHOICE」の賛同呼びかけ	・作成するポスターなどにCOOL CHOICEのロゴを入れるなど、COOL CHOICEの周知を行った。	○	市域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、引き続きCOOL CHOICEの取り組みを普及啓発を行う。
34	枚方市地球温暖化対策協議会事業 (再掲)	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など)	・温暖化対策セミナーの開催(9社) ・エコ通勤の実施(12社) ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間36社、12月地球温暖化防止月間36社)	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
35	地球温暖化防止庁内対策事業	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などに基づき、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組めます。	環境政策室 (環境保全担当)	エコオフィスの取り組みを実施し、H25年度基準でエネルギー消費原単位8.3%削減	・枚方市役所CO2削減プランなどに基づく取り組み ・省エネ法、温対法などに基づく報告等	H25年度基準でエネルギー消費原単位9.3%削減	○	職員一人ひとりのエコオフィスに対する取り組みの推進と周知を図るとともに、職員向けに日常研修を実施することにより、意識啓発を行い、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組む。
36	環境にやさしい公用バイク導入事業	環境にやさしい電動バイクを活用します。	総務管理室 (総務管理担当)	電動バイクの活用	電動バイクの活用	電動バイク15台運用。 令和2年度の全台数の走行距離が15,345kmとなった。	○	今後も電動バイクの活用を継続していく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
37	道路照明灯LED化事業	消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、道路照明灯をリース方式によりLEDに交換します。	みち・みどり室	リース方式により道路照明灯をLED化	道路照明(LED)の維持管理	LED化した道路照明の維持管理	○	継続 概ね、道路照明灯のLED化を完了している。 但し、残存のデザイン灯については、LED化は非常に困難でありことから交換については、検討が必要。
38	再生可能エネルギー導入等推進事業	低炭素社会の実現に向けて、新設や既存の公共施設への太陽光発電システム等の導入を進めるとともに、市の太陽光発電システム等を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	公共施設への太陽光発電システム等の導入	・公共施設への太陽光発電システム等の導入の検討 ・市の太陽光発電システム等(枚方ソラパ等)を活用した環境保全の普及啓発	・淀川衛生工場の敷地内の大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」の運用、新型コロナウイルス感染予防対策のため、ソラパ見学会は実施せず。	○	公共施設へ太陽光発電の導入を図るとともに、「枚方ソラパ」の施設見学を通して、再生可能エネルギーへの関心を高める。
39	緑のカーテン事業	緑のカーテンモニターやコンテストを実施し、緑のカーテンの普及を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	モニター参加150人コンテスト応募100人	・モニターの実施 ・コンテストの実施	緑のカーテンモニターの募集を行い、参加者数は155人、コンテスト参加者は117名。 また、コンテストの募集を行い、3月20日に表彰式を開催した。団体部門で3件、個人部門で4件を表彰した。 保育所や小学校等の市関係施設にゴーヤの苗を配布することで、緑のカーテンの普及啓発を図った。 環境副読本に緑のカーテンのコーナーを設け、各家庭での取り組みのきっかけづくりを図った。	○	ホームページなどで入賞者だけでなく、コンテスト参加者のユニークな取り組みを紹介するなど緑のカーテンの取り組みをPRし、緑のカーテンの取り組みを広げる。
40	暑気対策事業	各種イベント等での打ち水など、水による冷却効果の活用に取り組みます。	環境政策室 (環境保全担当)	打ち水の実施回数5回	打ち水の実施	・7/22、8/12日に市内各所で打ち水大作戦を実施。 ・8/3に市内一斉打ち水イベント「クールダウン・枚方～みんなで打ち水大作戦～」を実施。 ・打ち水の実施回数計3回 新型コロナウイルス感染症の影響により、打ち水の実施を予定したイベントが中止となった。	■	引き続き暑気対策・地球温暖化防止に向けた普及・啓発として打ち水等を実施する。
41	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	学校教育室 (教育指導担当)	緑のカーテンの実施校数63校	・緑のカーテンの実施 ・今後の取り組みについて検討を進める	市立小中学校63校において、教室窓側外部にネット、プランターを設置し、ヘチマやゴーヤなどのつる性植物を植生させることにより、緑のカーテンを実施した。	○	PFI事業については、令和3年3月末にて終了。これに伴い、本事業についても終了とする。
42	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	施設整備室 (管理担当)	緑のカーテンの維持管理校数63校	・緑のカーテンの維持管理 ・今後の取り組みについて検討を進める	対象校63校に対し、維持管理も含めて全校実施	○	令和2年度をもってPFI事業終了

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
43	防災啓発事業	市民の防災意識を高めるため、非常時持ち出し品の確保など防災知識の普及を図るとともに、防災マップなどによる防災情報の共有化を進めます。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・非常時持ち出し品の確保や避難行動の事前確認など防災意識啓発の実施 ・市内の各種イベントを活用した防災備蓄品の展示など防災ブースの出展	・非常時持ち出し品の確保や避難行動の事前確認など、改めて市民に対して防災意識の啓発するため、枚方市防災マップを刷新した(枚方市防災ガイドとして令和3年度に全戸配布予定)。 ・各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症により、ほぼ中止となったため、ブース出展は1回のみの実施であった。	○	新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら、今後も、市内の各種イベントが実施される場合には、防災ブースを出展し、防災意識の啓発を行う。
44	自主防災組織強化支援事業	地域の防災力向上を図るため、自主防災訓練への支援を行うとともに、校区の防災活動を推進する地域の人材である地域防災推進員の育成・継続的な支援を図ります。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・自主防災訓練への技術支援のほか、訓練実施や防災資機材・備蓄品の整備などを実施 ・地域防災推進員の育成に向けた実技指導や講義形態の研修の実施	・今年度の自主防災訓練については、新型コロナウイルス感染症により、訓練を希望する校区自体もかなり少なかった。訓練内容についても、感染防止の観点から、本来の技術支援等は行えず、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を実施した。(訓練実施校区 16校区)。 ・地域防災推進員の育成に向けた研修については、中止となった。	○	新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら、引き続き、未実施の校区において、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を実施する。
45	災害等通報システム導入事業	災害時や地域における不具合箇所等が生じた場合に、ICTを活用した通報システムを運用することで、通報手段の拡充や市民の利便性向上を図るとともに、通報内容を庁内で共有することで速やかな対応につなげます。	広聴相談課	災害等通報システムの構築・運用	・本市で導入を進めているLINEサービスの通報機能を活用し、費用対効果及び実用性・普及度を高めたうえで7月から運用を開始する。	・7月より愛称を「ひらレポ」として、LINEの実装を開始し、80件の通報を受信した。ここでの運用から各担当課と協議を進め、ICT戦略課の次期システム化仕様に反映させた。	○	・LINE社における情報管理上の懸念が示され、写真画像等について海外拠点で保管されていることが判明したため、3月19日より提供を停止している。 ・国の調査結果や動向を見たとえ、次年度からICT戦略課が導入するLINE機能追加に合わせ、ひらレポ機能を改善する。
46	ため池ハザードマップ作成事業	近年台風や地震の影響により、各地でため池が決壊し、多大な災害が発生していることから、水防法に基づき指定された水防ため池に関するハザードマップを作成します。	農業振興課	ため池ハザードマップの作成	ため池ハザードマップの作成	対象となるため池16箇所について、令和元年度に10箇所、令和2年度に6箇所のハザードマップを作成し公表した。	○	市内には他にも数多くのため池が存在している。ため池を取り巻く情勢の変化に注視しつつ、今後それらについてもハザードマップ作成の検討を行う。
47	フロン類の適正管理の啓発	フロン類の適正管理を推進するため大阪府と連携し、啓発活動を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	啓発活動の実施	パンフレットの配布など啓発活動の実施	管理に関するパンフレットを設置した。	○	引き続き啓発活動を実施する。
48	森林ボランティア育成事業	①里山などの自然空間を保全し、自然の大切さを発信するため、森林保全等に関する講座等を開講し、里山保全活動を行うボランティアを育成します。 ②里山保全のボランティア活動団体のリーダーとなり得る人材を育成し、新たな里山ボランティア活動団体の設立や里山保全の維持管理面積を増加させることを目的とし、森林スペシャリストの講座を開催します。	農業振興課	講座の実施 ①開催回数:6回 ②開催回数:10回	森林ボランティア育成・森林スペシャリスト育成に向けた講座の開催及び講座に関する周知・啓発	講座の実施 ①開催回数: 6回 修了者14名 ②開催回数:10回 修了者17名	○	①については継続。②については、平成30年度から令和2年度の3年間の実績を踏まえ、検証を行い、令和4年度からの開催に向け、検討を行う。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
49	里山保全活動補助事業	里山保全活動団体に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	農業振興課	交付申請団体数6団体	補助金の交付	交付申請団体数6団体	○	継続
50	里山保全推進事業	第二京阪道路以東の東部地域の里山を、市民全体の貴重な財産として保全継承していくため、里山保全計画に基づき、市民、地権者等、本市の里山保全に関する取り組みを進めます。	農業振興課	森づくり委員会、意見交換会の実施 里山保全の情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会の開催 ・里山保全活動団体との意見交換会の開催 ・大阪府森林整備関係事業の調整 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会、里山保全活動団体との意見交換会は新型コロナウイルス感染拡大のため、書面会議とした。 ・大阪府森林整備関係事業については、資料を送付し、情報提供を行った。 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信(ふれあい土木展)	○	継続
51	ナラ枯れ対策事業	津田地域・氷室地域の樹林地に発生したナラ枯れの原因となる病害虫の駆除を行い、被害の拡大防止を図ります。	農業振興課	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ被害の報告がなく、実施せず。	○	ナラ枯れが発生した場合は直営による対策を行う。
52	特定外来生物の防除	特定外来生物(アライグマ)の防除を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	特定外来生物の防除	・特定外来生物の駆除の実施 ・業者への委託	・大阪府アライグマ防除実施計画に基づく措置実績 ○アライグマ 90頭 ○ヌートリア 3頭	○	さらなるアライグマの防除に向けて、捕獲器貸出制度の周知を図る。
53	自然保護啓発事業	都市に残された自然環境や市域に生息する動植物を守るため、自然観察会や講演会の開催等により、自然保護の啓発を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	自然保護啓発イベントの実施 回数5回	・自然観察会の開催 ・自然保護や生物多様性に関する講演会の開催	○自然観察会の実施 ・セミの抜け殻調査(8/23)36名 ・葉っぱの観察と工作(9/21)20名 ・秋の自然観察会(11/14)35名	○	引き続き啓発活動を実施する。
54	学校ビオトープ池整備事業	身近な自然や生き物とのふれあいなどを通して、環境教育を推進します。	学校教育室 (教育指導担当)	ビオトープ池の活用校数12校	ビオトープ池の活用	学校ビオトープ池を設置した小中学校12校において、学校ビオトープ池の維持管理を適切に行い、環境教育に活用した。	○	引き続き、ビオトープ池の維持管理を適切に行い、児童・生徒が身近に生き物と触れ合うことにより環境教育を推進していく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
55	景観水路維持管理事業	景観水路を利用して、多くの市民にやすらぎと憩いの場を提供します。	下水道施設維持課	景観水路の維持管理	景観水路の維持管理	日常管理、樹木管理、水質管理、水路清掃等を直営及び委託業務により行い、景観水路の適切な維持管理に努めました。	○	景観機能を考慮した適切な維持管理に努めるが、労務単価等の上昇など、委託費用に対する影響が課題です。
56	野外活動センター活性化事業	野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図る。また、野外活動センターを効率的かつ効果的に運営するため、センター内の各施設の利用実績等を分析し、利用者ニーズに即した施設の最適化を進める。	スポーツ振興課	野外活動センターを利用する小学校数45校	・学校キャンプ支援事業等の周知及びプログラムの充実	17校(昨年度は15校)	△	より多くの小学校に利用してもらえるよう、積極的な呼びかけが必要。
57	プレーパーク推進事業	香里ヶ丘地区にてUR都市機構との包括連携事業として、桑ヶ谷公園の隣接緑地の移管を受け、街なかに残された貴重なみどりを活用し、子育て環境の充実を図りプレーパーク事業を進める。	みち・みどり室	緑地の利活用とともにプレーパーク実施の環境づくりをサポートしていく。	プレーパークの運営実績のある市民団体に委託し、実施する	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部は開催中止としたが、桑ヶ谷の緑地にて8回にわたりプレーパークの実施を行った。実施の際は、感染予防対策を徹底し、1回あたり3時間で参加人数は延べ703人であった。	○	継続
58	都市公園等維持管理事業	都市公園・小規模公園の剪定等を行うなど、維持管理を適正に実施します。	みち・みどり室	公園等の維持管理を適正に行う。	都市公園等を健全に維持管理することにより、安心して利用できる市民の憩いの場を提供するとともに良好な景観・環境を創出する。	都市公園等を健全に維持維持管理することにより、安心して利用できる市民の憩いの場を提供するとともに良好な景観・環境を創出する。	○	継続
59	市道緑化推進事業	まちなかの緑地空間を創出するため、市道における街路樹の整備や適正な維持管理を行います。	道路河川管理課 道路河川整備課 みち・みどり室	・適正な維持管理に努める	・都市計画道路(牧野長尾線・御殿山小倉線・中振交野線・長尾杉線)における街路樹の整備推進 ・整備済みの街路樹の維持管理	・都市計画道路整備事業において、街路樹整備を目的とした植樹樹の整備を実施 ・街路樹管理を年間委託にて実施	○	・道路整備に合わせた継続的な植樹樹の整備及び、開通時期に合わせた街路樹の選定及び植樹、植栽を行う。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
60	緑化推進事業	平成28年3月に策定した「枚方市みどりの基本計画」に基づき、多様な主体と連携を図りながら、まちなか緑化を推進します。	みち・みどり室	各種緑化推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の小中学校、保育所等へ花の種子、球根、資材等を配付する花いっぱい運動の実施 ・みどりの講習会の開催 ・緑化を行う地域等への樹木の配付や、新生児の誕生を記念して苗木の配付 ・広場づくりなど花と緑の拠点づくりへの支援 ・花壇整備や屋上緑化、生垣緑化などへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑化活動団体支援補助金」を新設し、2団体に対して支援を行った。 ・7つの福祉施設で「花いっぱい健康づくりプロジェクト」を実施した。 ・小中学校、保育所、アダプト活動団体へ花苗や資材を配付する「花いっぱい運動」を2回実施した。 ・アダプト活動団体を対象とする「みどりの講習会」を開催した。 ・新生児誕生苗木の配付や、緑化活動を行っている地域に対して樹木の配付を実施した。 ・花と緑のまちづくり事業について募集し、オープンガーデン整備事業について支援を行った。 	○	継続 高齢者や子供たちが「花いっぱい健康づくりプロジェクト」などを通じて身近な地域の公園から「まちなか緑化」に取り組める環境整備を進める。
61	森林環境譲与税を活用した事業	間伐などの森林整備を行うとともに、木材利用や普及啓発につながる事業などを実施し、森林環境保全事業を推進します。	農業振興課	森林環境譲与税の有効活用	本市の森林(竹林を含む)状況調査を実施	大阪府立環境農林水産への業務委託により、本市域の森林の現況を把握し、「災害の防止」や「景観の保全」だけではなく、「資源循環」や「持続的な利用」、「生物多様性の向上」などもキーワードに据え、「森林の将来像」や「森林の重点整備エリア」を明らかにした。	○	状況調査結果を踏まえ、効果的な森林整備を行う。
62	景観形成推進事業	市民にやすらぎやうるおいを与える良好な景観を推進し、農空間の保全を図ることを目的に、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付の補助を行います。	農業振興課	景観形成作物作付面積 35,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・コスモスやひまわりなどの景観形成作物作付面積35,000㎡ ・補助制度の見直し 	コスモスやひまわりなどの景観形成作物作付面積は35,161㎡の実績。補助制度について見直しを図った。	○	コスモス・ひまわりなどの作付けに対する景観形成推進事業としては廃止し、穂谷地区農空間活用支援事業に統合する。
63	公園整備事業	市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、まちなかの公園整備を進めます。	みち・みどり室	みどりの整備を推進	・駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前花壇で草花の植栽 ・百済寺跡公園再生整備事業で樹木植栽 	○	継続
64	香里ヶ丘中央公園改修事業	香里ヶ丘中央図書館の建替えと合わせ、本公園の改修工事により香里団地センター地区の拠点にふさわしい機能を確保し、地域の更なる賑わいを図ります。	みち・みどり室	一体的整備による地域活性化の推進	整備工事完了(駐車場拡張工事等)	駐車場の拡張工事を実施	○	事業完了

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
65	みどりのプラットフォーム設置・運営事業	多様な主体が一堂に会し、まちなか緑化等について互いのニーズや課題を共有するとともに、緑化推進等に繋がる取り組みを企画し実践する場として市民コミュニティ「みどりのプラットフォーム」が令和元年度に自立したため、今後は継続的な活動を維持できるよう支援します。	みち・みどり室	みどりのプラットフォームの継続的な活動の維持	プラットフォームによる催し企画や有効な情報等を共有し連携の促進を図る	新型コロナウイルス感染症の影響により、みどりのプラットフォームの活動が行えず、連携した取り組みができなかった。	—	継続 身近な地域の公園から「まちなか緑化」に取り組める環境整備を進めるとともに、次世代の担い手を育成する緑化活動に関する講座を効果的に実施し、市民の主体的な緑化活動を支えていく。
66	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	学校教育室 (教育指導担当)	芝生の活用校数63校	・芝生の活用 ・今後の取り組みについて検討を進める	市立小中学校63校において、校庭の一部を芝生化し、体育科や生活科等の授業や地域の行事に活用した。	○	PFI事業については、令和3年3月末にて終了。これに伴い、本事業についても修了とする。
67	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	施設整備室 (管理担当)	芝生の維持 管理校数63校	・PFI事業による芝生の維持管理(第三中学除く) ・今後の取り組みについて検討を進める	対象校63校に対し、維持管理も含めて全校実施	○	令和2年度をもってPFI事業終了
68	緩衝緑地帯整備事業	緩衝緑地帯の一部用地を公園として整備し、隣接する伊加賀西町南公園と一体として活用を図ります。	施設管理室 (淀川衛生事業所担当) みち・みどり室	緩衝緑地帯の利活用	・公園拡張工事の実施	緩衝緑地帯を隣接する伊加賀西町南公園と一体として整備	○	事業完了
69	緩衝緑地の保全・整備	大阪府アドプトフォレスト制度を活用し、清掃工場緩衝緑地を民間事業者2社のCSR活動による森づくり整備に提供。(5年協定)	施設管理室 (東部清掃工場担当)	森づくり整備	倒木・支障木伐採草刈り・竹林伐採 ※春秋のCSR活動と新入社員CSR研修にて実施	コロナ渦であり、当初の大規模な社員活動は無かったものの、社内事務局(6名)が延べ7回の活動を行った。	○	・R3.11に企業創立100周年イベントにて、植樹120本予定。 ・残り2区画について、大阪府と協力して参加企業を増やしていく。
70	地産地消推進事業	地産地消を促進し地域農業の振興を図るとともに、児童の食育教育を推進するため、学校給食にエコレンゲ米や野菜など地元農産物を供給します。また、農業者団体(市内直販団体)による自家生産の農産物を市民へ直接対面販売する「ふれあい朝市」の開催を支援します。	農業振興課	・学校給食に使用する市内農産物の品目数(米・野菜)20品目 ・ふれあい朝市の開催回数740回	・学校給食に対し農薬・化学肥料を通常の半以下、または全く使わず栽培された大阪エコ農産物の野菜や米などの地元農産物の供給。また米の供給については、環境にやさしいエコレンゲ米の活用促進 ・農業者団体(市内直販団体)による「ふれあい朝市」の開催の支援 ・補助制度の見直し	学校給食に使用した市内農産物品目数は18品目。ふれあい朝市の開催回数は709回実施した。	△	学校給食に使用する市内農産物の品目数は維持するが、米については、エコレンゲ米(北河内産米)でなくても、大阪府産の米を使っていることから、事業を廃止する。直販事業については、継続して推進していく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
71	エコ農産物普及促進事業	環境にやさしい農産物の普及拡大が図れるよう、レンゲを有機肥料として活用することで化学肥料を抑える「エコレンゲ米」の栽培のために生産者が購入するレンゲ種子費用に対する補助を行います。また、農薬の使用回数、化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培された農産物を大阪府が認証する「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大を図ります。	農業振興課	・レンゲ播種面積65ha ・景観形成作物作付け面積3.5ha ・エコ農産物認証申請認証面積45ha	・「エコレンゲ米」の普及に向けたレンゲ種子の購入費用の補助 ・「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大 ・補助制度の見直し	レンゲ播種面積 58ha 景観形成作物作付け面積 3.5ha エコ農産物認証面積 55ha	△	エコ農産物認証制度については継続して実施する。なお、エコレンゲ米については一定の普及を見せたことから種子の購入補助は廃止とする。
72	新規就農者育成事業	就農初期における農業経営安定化支援、就農後の支援、農地確保・集積支援を図ります。	農業振興課	・新規就農者の支援	・認定新規就農者の就農初期における農業経営安定化支援、就農後の支援、農地確保 ・集積支援・補助制度の見直し	①新規就農者のうち集積支援事業奨励金1件 ②新規就農者経営安定化支援事業補助金対象4名 ③新規就農者サポート事業報償金対象4名	○	新規就農者支援については、補助金による支援のみによることなく、安定的に営農できるよう、事業者とのマッチングといった販路の確保などソフト面での支援策を充実させていく。
73	農業振興事業	市内農業の活性化を図り、農業振興につながる事業を推進します。	農業振興課	地場産野菜の普及(販売の拡大)など農業振興事業の実施	地場産野菜の普及(販売の拡大)など農業振興補助事業の実施	地場産野菜普及については、事業者とのマッチングを行い販路の拡大を行った。また、6次産業化につながる事業を、摂南大学と連携して行った。	○	事業者とのマッチングといった販路の確保や、公民連携をより推進していく。
74	農業体験拡充事業	「農」とふれあい、農業への理解を促進するため、小学生が植え付けから収穫、農産物の調理・加工、試食までを体験する食農体験学習の支援を行います。また、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫するなどの体験ができる「ふれあいツアー」を開催します。	農業振興課	小学生食農体験学習の実施 ふれあいツアーの開催	・小学生食農体験学習の実施 ・「ふれあいツアー」の開催※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	令和2年度については両事業とも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—	コロナウイルス対策を行ったうえで実施予定。
75	建築協定・まちづくり支援事業	建築協定を締結しようとする住民組織に対する支援を行い、それぞれの地域にふさわしいまちなみ形成を推進します。	住宅まちづくり課	建築協定締結への支援	・建築協定締結補助金の交付 ・補助制度の見直し ・職員による出前講座	・建築協定の地区数37地区 ・機関誌を発行	○	・建築協定地区住民の高齢化 ・抜け地や隣接地の増加 ・建築協定地区住民への建築協定制度的理解の促進
76	地区計画制度の運用	地区計画により良好なまち並みの形成や保全を行います。	都市計画課	地区計画制度の運用	届出の審査、勧告	届出13件	○	引き続き制度の運用を行う。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
77	枚方市道路長寿命化修繕計画事業	道路施設の長寿命化を図ることを目的として、道路長寿命化修繕計画を策定し、効率的・効果的で持続可能な道路施設の維持管理を促進します。	道路河川管理課 みち・みどり室	枚方市道路長寿命化修繕計画の推進	・トンネル及び大型建造物の個別施設計画の策定 ・道路施設の計画的な点検・修繕	橋梁長寿命化修繕計画の更新 橋梁点検 30橋	○	計画に基づいて、点検、修繕を行う。
78	幹線道路整備事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境確保するため、市域中心部と東部地域を結ぶ枚方藤阪線や市域北部の東西幹線道路である牧野長尾線、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線、市域南部の東西幹線道路である中振交野線のほか、市東部地域の地域補助幹線道路である長尾杉線等の整備を進めます。	道路河川整備課	・事業推進	・牧野長尾線の用地再取得(公社)、道路整備工事、JR学研都市線立体交差部工事(JR施工) ・中振交野線の用地交渉、用地再取得(公社)、道路整備工事 ・御殿山小倉線の用地再取得(公社) ・長尾杉線の用地先行取得、用地再取得(公社)、道路整備工事	・牧野長尾線の用地再取得(公社)、道路整備工事の実施、JR学研都市線立体交差部工事(JR施工)の完了 ・中振交野線の用地交渉、用地再取得(公社)、道路整備工事の実施 ・御殿山小倉線の用地再取得(公社)の実施 ・長尾杉線の用地先行取得、用地再取得(公社)、道路整備工事の実施	○	引き続き、道路整備工事を進めていく。
79	京阪本線連続立体交差事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を整えるため、枚方公園駅付近～香里園駅付近の連続立体交差化を進め、都市交通の円滑化と分断されていた市街地の一体化を図ります。	市街地整備室	事業の推進	・用地取得	・用地取得作業の実施	○	・用地取得作業の推進
80	光善寺駅周辺市街地再開発事業	京阪本線連続立体交差事業にあわせて、駅前交通広場、都市計画道路を整備するとともに、光善寺駅前の良好な居住環境を形成し商業など都市機能の集積を図ります。	市街地整備室	事業の推進	・権利変換計画の作成 ・施設建築物等設計	・権利変換計画の作成 ・施設建築物等設計の実施	○	・権利変換計画の作成を行ったが、事業計画変更に伴い同計画の見直しを行う。
81	樟葉駅前ロータリー改良事業	樟葉駅前ロータリーでは、朝夕の通勤、通学の時間帯に、交通混雑が発生しており、路線バス等の運行に支障が出ている。本事業では、現地調査結果をもとに課題を抽出し、ソフト面、ハード面の双方から検証した対策案により効率的、効果的な改良工事を行います。	道路河川整備課	事業の推進	・樟葉駅前ロータリー改良工事	・改良工事实施中(令和3年度中完了予定)	○	引き続き、道路改良工事を進めていく。
82	公共交通利用促進(モビリティ・マネジメント)事業	環境問題、地域活性化、市民の移動手段確保等の都市課題に的確に対応するため、公共交通の利用促進をはじめとするモビリティ・マネジメントを推進する。	土木政策課	公共交通利用者数(率)の維持・確保・増加	・転入者や希望する団体等へ「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・「バス！乗ってスタンプラリー」の開催や「交通すごろく」の実施 ・ノーマイカーデーの推進 ・出前講座等の実施	・転入者や希望する団体等へ「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・「交通すごろく」の体験実施 ・広報誌への啓発記事を6回掲載し、また毎月FMひらかたへ情報提供を実施 ・公共交通に関する意見交換会や勉強会を9回実施	■	新型コロナウイルスの影響で一時的に公共交通利用者が減少しています。今後も、取り組み内容の推進を図り、交通利用者維持確保に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
83	エコ通勤普及促進事業	環境負荷の少ない交通手段として、自転車、徒歩の利用を促進します。	環境政策室 (環境保全担当)	エコ通勤ウィークの設定	・エコ通勤の普及、啓発 ・エコ通勤ウィークの実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、バス等の公共交通機関の利用は控え、自転車や徒歩での通勤手段利用促進の周知を行った。	○	継続して実施
84	新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進	新設共同住宅へカーシェアリングを導入した場合、駐車場設置台数の規制緩和を検討します。	交通対策課	条例の改正内容の検討	・改正内容の検討	他の自治体におけるカーシェアリング導入に伴う駐車場台数規制緩和の状況を確認したが、導入実績はなく、実態に応じた適正な規制緩和案の策定には至らなかった。なお、本件に対して開発事業者からの要望等はなかった。	○	開発事業者やカーシェアリング事業者への調査等を行い、引き続き規制緩和の必要性も含めて検討する。
85	空き家・空き地対策推進事業	今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の適正管理及び活用を促進するため、老朽化し危険な状態になっている空家等に対する措置を行うとともに、空き家の活用を含めた対策計画に基づき、対策を進めます。	住宅まちづくり課	・所有者への指導・啓発 ・若者世帯・子育て世帯への制度利用の周知・促進及び、空き家利活用の促進	①生活環境に悪影響を与える空き家等に対する指導等の措置 ②空き家・空き地の活用に向けた取り組み ③空家等対策計画に基づく対策の推進 ④新たな空き家発生の未然防止、旧耐震空き家の不動産流通や除却、建替えの促進、若者世帯・子育て世帯の転入・定住促進に向けた取り組み	①空き家等に関する苦情・問い合わせに対する指導の実施 ②空き家活用補助制度の運用開始 ③・専門家団体と連携した相談会の開催 ・おくやみ窓口開設に伴う情報収集の開始 ・納税通知書に啓発チラシ同封 ④・「若者世代空き家活用補助制度」の運用開始 ・制度の周知・拡散	○	・若者世代空き家活用補助制度利用の拡大 ・コロナ禍による生活様式の変化に対応するセミナー・相談会等のオンライン開催 ・第2次空き家等対策計画の策定
86	まち美化啓発事業	快適な生活環境を確保するため、「ポイ捨て等防止条例」「路上喫煙制限条例」の周知を図り、ポイ捨て・犬のふんの放置、路上喫煙による迷惑行為等の防止に向けた啓発に取り組み、市民の美化意識の向上を図ります。また、美化意識を育むため、小学校3・4年生を対象に社会科副読本を活用します。	環境政策室 (環境保全担当) 学校教育室 (教育指導担当)	啓発活動の実施	・ポイ捨てや路上喫煙等を制限する条例を周知する啓発看板の配布や、広報・ホームページの活用等による普及啓発。 ・副読本の配布。 ・まち美化推進重点地区、路上喫煙禁止区域での啓発	啓発看板の配付 ・犬のふんの放置禁止看板 319枚 ・ポイ捨て禁止看板 128枚 ・歩きタバコ禁止看板 7枚 ・ステッカー 1枚 ・FM 122回(内スポット 121回) ・広報 2回掲載 小学校社会科副読本「私たちのまちひらかた」については、全小学校の3年生を対象に配付し、4年生になっても継続的に使用している。	○	・引き続き、啓発活動を実施する。 ・令和4年からはデジタル化し、同様に使用する。
87	プラごみ削減・ポイ捨て防止推進事業	本事業を通して、海洋プラスチック問題の解決・改善やSDGsの認知度向上を図る。	環境政策室 (環境保全担当)	・ワークショップ及びアイデアコンテストの開催 ・啓発活動の実施	・ワークショップ及びアイデアコンテストの開催 ・プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言の賛同登録の呼びかけ ・市内商店と連携したマイバッグの利用促進 ・アダプト団体との連携によるSDGsの周知	◎「プラごみダイエット行動宣言」参加者募集(640人参加)◎転入者配布冊子にチラシを挟み込み配布◎高校別ワークショップを実施(7校)◎枚方高校「枚方未来学」で、意見聴取 ◎広報11月号特集記事作成時、枚方高校の記事作成を支援 ◎きんぎ環境館主催イベントの中で、市民ワークショップを実施 ◎アイデアコンテスト実施(67人応募)◎市内スーパーにレジ袋有料化前後にアンケート実施。協力店舗でポスター掲示◎アダプト団体13団体にのぼり旗を配布。活動時掲示協力で市民に啓発 ◎クリーンリバー(天の川、穂谷川)は、新型コロナウイルス感染防止により中止 ◎全職員にプラごみ削減のH-EMS日常研修を実施	○	・引き続き、「プラごみダイエット行動宣言」への参加を呼びかけるとともに、取り組みを広めるための具体的手法の検討。 ・未実施の高校(枚方・香里丘)において、高校生ワークショップを開催するとともに、ワークショップの意見を踏まえた高校生との連携事業の検討。 ・ペットボトル削減に向けた取り組みの検討 ・事業の数値目標設定の検討 ・他部署との連携事業の検討(ひらかたパークでの環境教育)

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
88	環境美化推進事業	「天の川クリーン&ウォーク」の実施や、犬のふん問題に対する「イエローカード作戦」などを支援します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境美化活動の実施	・ひらかたクリーンリバーの実施 ・イエローカード作戦の支援	・クリーンリバー船橋川 10月3日実施 ※天の川、穂谷川は新型コロナウイルス感染防止のため中止	○	河川清掃活動への支援を継続する。また、地域による犬のふん対策活動への支援を継続する。
89	歩きタバコ対策推進事業	路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨てを防止するため、「路上喫煙の制限に関する条例」の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	啓発活動の実施	・啓発看板等による啓発 ・広報誌やエフエムひらかた等を活用した啓発	・路上喫煙禁止区域路面シールの張替え 1枚 ・啓発看板の配付(歩きタバコ 7枚) ・広報に掲載 2回 FM枚方スポットCM 30回	○	引き続き、啓発活動を実施する。
90	公共場所のアダプトプログラム事業	まちの環境美化を進めるため、市が管理する道路や公園・緑地等の公共場所において、美化活動に取り組む市民団体や企業に対して協定に基づく支援を行います。	環境政策室 (環境保全担当) みち・みどり室 道路河川管理課	新規団体の登録	・美化活動で使用する清掃用具の貸与やアダプトサインの看板の設置、花苗の提供、ごみの収集などの支援 ・参加団体の拡大に向けた情報発信	・花苗の提供の実施 ・新規 6団体の登録 ・枚方市アダプトプログラム 71団体登録 ・府アダプトプログラム 39団体登録 ・国VSP 6団体登録 ・公園・緑地等アダプトプログラム 168団体登録	○	引き続き支援に努める。
91	不法投棄防止対策事業	廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行います。	環境指導課	啓発活動の実施	・看板等による啓発 ・パトロールの実施	監視カメラの設置 パトロールの実施(直営・委託)	○	引き続き、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行うことで、不法投棄等不適正処理の防止を図る。
92	道路アダプト事業	枚方市アダプトプログラムに合意した参加団体のうち、道路の環境美化を実施している団体に花苗などを提供し、環境美化活動等を推進します。	道路河川管理課	・団体数18団体	環境美化活動の充実	団体数 19団体	○	花苗の提供支援の充実。
93	公園アダプト制度推進事業	地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地のアダプト制度を推進します。	みち・みどり室	・団体数175団体 ・公園数250か所	公園アダプトプログラムの充実	・団体数168団体 ・公園数230か所 アダプト活動団体の高齢化、コロナによる活動の抑制などの要因により、公園アダプト活動を行う団体数が減少し、それに伴い実施する公園数も減少した。	△	継続 身近な地域の公園から「まちなか緑化」に取り組める環境整備を進めるとともに、次世代の担い手を育成する緑化活動に関する講座を効果的に実施し、市民の主体的な緑化活動を支えていく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
94	不法屋外広告物対策事業	公共の場所への不法屋外広告物をなくし、まちの美化を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	巡回パトロール回数150回(市並びに推進団体)	不法屋外広告物の撤去・啓発活動の実施	推進団体によるパトロール(月1回 13団体 156回実施)	○	引き続き、啓発活動を実施する。 職員及び推進団体によるパトロールを実施する。
95	良好なまちなみ形成事業	地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成を目指します。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。	住宅まちづくり課	・景観形成の推進 ・歴史的景観の保全件数2件	①景観法に基づく指導・誘導、景観アドバイザー制度の周知・活用 ②屋外広告物条例の周知・啓発 ③住宅の修景助成	①景観アドバイザー会議の活用3件 ②京阪枚方市駅周辺における周知・啓発活動 ③修景助成1件	△	・景観アドバイザー制度の活用時期を含めた周知方法の検討 ・新たな地域での屋外広告物条例の周知・啓発
96	特別史跡百済寺跡再整備事業	市内の貴重な歴史文化遺産を活用し、まちへの愛着を育むため、整備後50年以上が経過している「特別史跡百済寺跡」について、抜本的な遺構保存工事と合わせ、憩いの場となる史跡公園としての再整備を進めます。	文化財課	・再整備工事	・東南角地の擁壁工事、東北院の一部の造成及び各種設備の設置	排水設備工事の実施、樹木(マツ)の植樹、古代寺院の景観をイメージできる透過パネルの設置等	○	令和5年度の再整備完了を目指す。
97	楠葉台場跡保存事業	市内の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、市民の郷土愛を醸成するため、日本で唯一残る河川台場である「楠葉台場跡」について、史跡の適切な保存と活用に取り組めます。	文化財課	・史跡指定地の適正管理	・除草、竹の間伐、灌水、施肥、清掃の実施	・除草、竹の間伐、灌水、施肥、清掃の実施 ・適正な利用を啓発する掲示板の設置	○	史跡の適切な保存と活用を行う。
98	菊人形支援事業	菊人形に関する文化の振興を図るため、菊人形文化を発信する「ひらかた市民菊人形の会」の活動の支援を行います。	観光交流課	市民菊人形PR展示実施回数5回	「ひらかた菊フェスティバル」期間中の菊人形の展示など、年間を通じて枚方にゆかりのある人形を展示します。	「ひらかた菊フェスティバル」期間中の菊人形の展示以外にも、枚方市駅2階中央コンコースにて3月下旬～4月上旬まで市の花「桜」にちなんだ人形、6月下旬～7月上旬までは七夕にちなんだ人形を展示した。市民菊人形PR展示実施回数は7回実施。	○	引き続き、補助金の交付などで枚方市民菊人形の会の運営を支援していく。
99	菊フェスティバル開催事業	市の花「菊」を広く発信するため、「菊花展」「枚方宿街道菊花祭」「市民菊人形展示」「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」の開催時期を合わせ、「ひらかた菊フェスティバル」として開催します。	観光交流課	・菊フェスティバルの開催 ・菊フェスティバル観客者数30,000人	秋に市役所周辺や枚方宿地区で開催	ポスターとチラシを制作し、市関係施設などで掲示、配架し、「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」のPRに努めた。観客数25,000人。	■	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観客数が減少したものの、引き続き「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」のPRに努める。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
100	淀川舟運推進事業	枚方船着場～八軒家浜船着場間往復を、定期的に運航しています。舟運の乗船客数を把握し、舟運を通して淀川の自然に親しむ人数を調査します。	観光交流課	淀川舟運推進事業の周知支援	・概ね毎月の定期運航 ・春と秋の期間限定運航	市HPでの周知やプレスリリース、市内関係施設へのチラシ配架など、淀川舟運の認知度向上に向けた情報発信を行った。(乗船客数:541名)	○	引き続き、広く情報発信を行い、淀川舟運の認知度向上を図る。
101	4R啓発事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、キャンペーン活動等による、4Rの普及・啓発を行います。	減量業務室	市内各所でのキャンペーンの実施	マイバッグの持参や生ごみの水切り、食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動(「食べのこサンデー」運動等)の実施	中身入りスプレー缶出張回収会場で実施 6回(新型コロナウイルス感染拡大防止のため駅前等での活動を自粛) エコレシピを募集 32レシピ	○	新型コロナウイルス感染症の状況を注視してキャンペーン活動を実施 エコレシピの優秀賞の表彰を実施
102	環境教育・環境学習事業	地域や小学校等による4R教育を推進します。	減量業務室	環境教育、環境学習の実施	環境教育、環境学習の推進	幼稚園・保育所 11園(所) 小学校 9校 中学校 1校 高校 1校 新型コロナウイルス感染症により実施期間が短かったため	○	継続実施
103	ごみ減量講演会開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催します。	減量業務室	ごみ減量講演会の開催	ごみ減量講演会の開催	令和3年2月18日(木)開催中止 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	—	令和4年2月開催予定
104	ごみ減量フェア開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量フェアを開催します。	減量業務室	ごみ減量フェアの開催	ごみ減量フェアの開催	令和2年11月1日(日)開催中止 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	—	令和3年11月7日(日)開催予定
105	環境ポスターコンクール事業	ごみ減量化・リサイクル、環境保全などについてのポスターを募集し、表彰・展示します。	減量業務室	環境ポスターコンクールの開催回数 1回	環境ポスターの募集・表彰・展示	新型コロナウイルス感染症に伴い学校授業の遅れで学校から中止の意向を確認	—	学校の意向を確認し実施予定

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
106	穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業	穂谷川清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	施設管理室 (穂谷川清掃工場担当)	ホームページ等による環境啓発の推進	ホームページ等による環境啓発の推進	・広報への持ち込みごみに係る記事の掲載依頼。 ・東部清掃工場と施設見学に係る協議を行い、見学再開時のお願い事項についてホームページに掲載。	○	施設見学を実施し環境啓発を推進する。
107	東部清掃工場見学等環境啓発事業	東部清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	施設管理室 (東部清掃工場担当)	ホームページ等による環境啓発の推進	市内全小学校へ施設紹介DVDの配布	コロナ禍により施設見学が不可能となったため、市内45校へ施設紹介DVDの配布を行った。	○	・新型コロナ対策を実施した上で、見学を行い、環境啓発を継続していく。
108	生ごみ堆肥化事業	生ごみ堆肥化促進容器(コンポスト容器)と有用微生物群(EM)容器により、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量を行います。	減量業務室	・コンポスト容器、EM容器の貸与による生ごみの堆肥化促進 ・堆肥の有効利用	・コンポスト容器の貸与 ・EMモニターの実施	・コンポストモニター 10世帯 ・EMモニター 12世帯 ・生ごみ堆肥化講習会 1回	○	新型コロナウイルス感染症により応募世帯が予定より少なかった。 モニター希望者の講習会参加への利便性を考慮して、土日に開催するなどモニター増加に向けた取り組みを実施
109	ごみ減量対策事業	廃棄物減量等推進員制度を推進することにより、市民のごみ減量意識の高揚を図ります。	減量業務室	廃棄物減量等推進員の選出 全校区45校区	廃棄物減量等推進員の委嘱	廃棄物減量等推進員令和2年7月1日現在45校区601人 新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での総会を実施	○	令和3年7月に廃棄物減量推進員総会を開催し、地域コミュニティからの推薦者委嘱する予定
110	ごみ資源化事業	ごみの焼却量削減や資源の有効活用を図るため、ペットボトル・プラスチック製容器包装やリサイクル可能な紙類、空き缶、小型家電等のごみの資源化を推進します。また、市民ボランティアのリサイクル活動を支援します。	減量業務室 施設管理室 (穂谷川清掃工場担当・東部清掃工場担当)	・ペットボトル・プラスチック製容器包装、紙類や空き缶、びん・ガラス類の資源化の推進 ・小型家電リサイクルの推進	・マニュアル類、ホームページ、アプリ等による市民周知 ・市民ボランティアのリサイクル活動の拠点「ひらかた夢工房」の活用・支援	・空き缶、びん、ガラス類処理実績:3276.08t、小型家電処理実績:97.02t ・小型家電処理実績:65,150kg ・「ひらかた夢工房」の活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を休止する期間が長期となりイベント等が実施できなかった	○	・工房の発表会を減量フェア開催日に実施 各団体での講習会を実施【減量業務室】 ・小型家電リサイクルの推進を継続実施する。【穂谷川清掃工場・東部清掃工場】
111	再生資源集団回収報償金制度運用事業	地域の古紙、古布等の集団回収団体に対して報償金を交付し、ごみ処理費用の軽減やごみ問題に対する意識の向上を図ります。	減量業務室	・集団回収団体への報償金交付実施	再生資源集団回収報償金制度の周知・実施	新規登録 2団体 登録廃止 4団体	○	登録している子ども会の解散等により、登録団体数が減少する見通し 広報ひらかた、HPなど制度の周知を行う

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
112	家庭系ごみ有料化の検討	ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、経済的な動機付けを活用したごみ処理手数料の見直しを検討します。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	家庭系ごみ有料化の検討	経済的動機付けの活用によるごみ減量とごみ処理費用負担の在り方の検討	他市事例の調査・研究	○	引き続き、経済的動機付けの活用によるごみ減量とごみ処理費用負担の在り方の検討を進める。
113	循環型社会形成推進事業	「枚方・寝屋川・四條畷・交野・京田辺地域循環型社会形成推進地域計画」を推進します。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	地域計画の推進	地域計画の推進	計画構成市と連携し、事業を推進	○	引き続き、計画構成市と連携し、事業を推進する。
114	新ごみ処理施設整備事業	京田辺市と連携を図りながら枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。	施設管理室 (東部清掃工場担当)	整備事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市との連携による事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を推進	○	引き続き、枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を進める。
115	資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業	資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図ります。	減量業務室	制度の周知・啓発 巡回パトロールの実施	・制度の周知・啓発 ・巡回パトロールの実施	・3台のパトロール車で545回のパトロールを実施。 ・警察署と合同で早朝パトロールを実施。	○	市民からの情報提供等を基に重点パトロール個所を設定し、効率的なパトロールの実施
116	古紙回収事業	第2、第4木曜日を基本として、月に2回庁舎の古紙を回収します。	総務管理室 (総務管理担当)	庁舎での古紙回収の推進	庁舎での古紙回収の推進	令和2年度では、約109.01tの古紙を回収した。	○	今後も、第2、第4木曜日を基本とした月2回の定期実施を行う
117	廃棄文書のトイレットペーパー化事業	保存期間を経過した廃棄文書は、分別等ののち古紙再生処理業者に搬送し、溶解し、トイレットペーパー等に再生利用します。	コンプライアンス 推進課	廃棄文書のリサイクル	廃棄文書のリサイクル	保存期間を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に4回に分けて、搬送、処理した。	○	廃棄文書を円滑に処理し、かつ、環境負荷を低減するため、今後とも、引き続き、古紙再生処理業者への搬入、処理を推進していく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
118	廃油リサイクル事業	各学校給食調理場から排出される廃油のリサイクルを行います。	おいしい給食課	廃油のリサイクル	廃油のリサイクル	令和2年度は共同・親子調理場の廃油約13405kgをバイオディーゼル燃料用に(令和2年度より開始)、単独調理場の廃油約15120.8kgを液体純石鹼の原料として、リサイクル業者に引き渡した。廃油リサイクル量の合計は約28525.8kg。	○	調理に使用した油を、共同・親子調理場の廃油はバイオディーゼル燃料用に(令和2年度より開始)単独調理場の廃油は、引き続き食器等の洗浄に使用する液体純石鹼の原料としてリサイクルする事業を推進する。
119	図書リサイクル事業	図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与、売払い(古書・古紙)等を行い、再利用を図ります。	中央図書館	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	・令和2年度除籍図書等リサイクル23,226冊 (令和3年3月末時点)	○	引き続き、図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与するとともに、「子どもに本を届ける事業」において、活用するよう取り組んでいく。
120	事業系ごみ減量指導事業	多量排出事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の作成・提出を求めるなど、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化の指導を行います。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	事業者へのごみ減量指導等の実施	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、市内事業者へ分別排出の徹底を啓発(チラシ配布)	○	引き続き、事業者へのごみ減量指導を実施することで、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化を図る。
121	剪定枝のチップ化事業	剪定枝をチップ化します。	みち・みどり室	剪定枝のチップ化	剪定枝のチップ化	剪定枝のチップ化委託を実施	○	継続
122	産業廃棄物適正処理推進事業	産業廃棄物の適正な処理のため、排出事業者や産業廃棄物処理業者に届出、立入指導等を行います。	環境指導課	事業者への立入指導等の実施	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	○	引き続き、事業者への立入指導等を実施することで、産業廃棄物の不適正処理の防止を図る。
123	穂谷川清掃工場運営管理事業	穂谷川清掃工場において、環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した廃棄物発電を行います。	施設管理室 (穂谷川清掃工場担当)	自主管理基準値の順守	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電	①ダイオキシン類 0.13ng-TEQ/m3N ②一酸化炭素濃度 13ppm ③窒素酸化物濃度 60ppm ④焼却灰の熱灼減量 5.2% ⑤臭気苦情件数0件 ⑥廃熱を発電に利用した。 発電電力量(実績):7,480,750KWh	○	①ダイオキシン類 0.8ng-TEQ/m3N ②一酸化炭素濃度 100ppm以下 ③窒素酸化物濃度 120ppm以下 ④焼却灰の熱灼減量 8%以下 ⑤臭気苦情件数0件 ⑥廃熱を発電に利用する。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
124	東部清掃工場運営管理事業	東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を抑えるとともに、廃熱を利用した発電を行います。 また、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づいた施設の保全に努めます。	施設管理室 (東部清掃工場担当)	自主管理基準値の順守	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電 ・東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づく灰溶融炉の停止を含む基幹的設備改良事業の推進	・自主管理基準値を順守しました。 ・29,070,200kWhの発電を行いました。 ・基幹的設備改良事業の精査をしました。	○	引き続き、自主管理基準の順守に努めていく。長寿命化総合計画の改定に基づき灰溶融炉の停止及び基幹的設備改良工事を進めていく。
125	公共下水道(汚水)整備事業	快適な生活環境を支え、水質汚濁を防止するため、公共下水道(汚水)の整備・改良を進める。	経営戦略室 汚水整備課	汚水整備課題地区の解消	未承諾地区や整備困難地区の整備	公共下水道整備 人口普及率 97.4%	△	未承諾地区や整備困難地区の解消
126	事業者への公害防止の指導(水質)	工場及び事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出59件について審査を行い、40件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な水環境の保全を推進する。
127	水質の環境監視	河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率(BOD)100%	・市内河川及び地下水の水質の監視 ・情報提供	・河川水質の汚濁状況を把握するため、市内河川の10地点で水質調査を実施。 ・結果(速報値)をホームページで公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 100%	○	環境基準点3地点(船橋川、穂谷川、天野川)全てで環境基準を達成。今後も継続して市内河川水質を監視し、現状把握に努める。
128	公害防止啓発事業	河川水質等の水環境に関する啓発を行うため、学習会を開催します。	環境指導課	学習会等の開催回数7回	水環境啓発学習会等の開催	・学習会、イベント(パネル展示等)開催0回 ・FMひらかた啓発放送 ・啓発チラシの配布	■	引き続き関係課と協力し、生活排水処理施設の利用の推進及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に取り組む。 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会、イベントの実施回数が激減した。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえながら、学習会の実施の検討を行うとともに、ホームページ等による環境啓発の推進する。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性																					
129	生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置やし尿のくみ取り家屋に対し訪問等による早期水洗化のための啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	施設管理室 (淀川衛生事業所担当)	啓発活動の実施	啓発活動の実施	令和2年3月(上半期分)及び令和2年10月(下半期分)に啓発活動を実施した。	○	令和3年度においても収集世帯に対して、下水道接続に向けて啓発活動を行っていきます。																					
130	生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置やし尿のくみ取り家屋に対し訪問等による早期水洗化のための啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	下水道管理課	啓発活動の実施	啓発活動の実施	水洗化改造義務期限の3年を超過した未水洗家屋(約4,200戸)の所有者に対して、平成30年度より5か年計画で水洗化に係る指導勧告(戸別訪問による実態調査のうえ水洗化指導、2度の勧告文の送付)を進めてきました。令和2年度は1,064戸(目標戸数 900戸)の未水洗家屋の指導・勧告を行い、その結果、平成30年度、令和元年度の実態調査区域を含め、総数623戸の家屋が水洗化されました。	○	引き続き、未水洗家屋の所有者に対して、5か年計画で水洗化改造工事を実施されるよう指導・勧告を進めます。																					
131	淀川衛生事業所運営管理事業	淀川衛生事業所から放流する水質の適正管理を行います。	施設管理室 (淀川衛生事業所担当)	放流水質の適正管理	放流水の水質測定	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PH</td> <td>5.0~9.0</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>②BOD(mg/ℓ)</td> <td>600</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>③COD(mg/ℓ)</td> <td>-</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>④SS (mg/ℓ)</td> <td>600</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>⑤全リン(mg/ℓ)</td> <td>32</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>⑥全窒素(mg/ℓ)</td> <td>240</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>		基準値	平均値	①PH	5.0~9.0	7.1	②BOD(mg/ℓ)	600	210	③COD(mg/ℓ)	-	180	④SS (mg/ℓ)	600	290	⑤全リン(mg/ℓ)	32	5.2	⑥全窒素(mg/ℓ)	240	43	○	令和3年度においても基準値を遵守した排水水質の管理を実施します。
	基準値	平均値																											
①PH	5.0~9.0	7.1																											
②BOD(mg/ℓ)	600	210																											
③COD(mg/ℓ)	-	180																											
④SS (mg/ℓ)	600	290																											
⑤全リン(mg/ℓ)	32	5.2																											
⑥全窒素(mg/ℓ)	240	43																											
132	浄化槽法に基づく事務	浄化槽の適正管理のため、設置届出の受理を行うとともに、定期点検を受検するよう周知・啓発する。また、浄化槽保守点検業者の登録制度を設け、要件を満たしていれば登録証を交付します。	保健衛生課	・届出受理、助言、勧告の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録の手続き	・届出受理、助言、勧告の実施 ・設置後の定期点検等の結果の受理、未受検施設に対する指導の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録制度の運用	浄化槽設置11件、廃止546件、変更その他19件受理。浄化槽法定検査545件受理。浄化槽不適施設指導17施設実施。浄化槽保守点検業者の登録申請27件、変更等22件。	○	法律等に基づき、浄化槽の維持管理の指導を実施し、必要に応じて助言・指導等を実施していく。																					
133	老朽ため池改修事業	尊延寺地区の重要な水源施設である武生田池は、経年変化により決壊の恐れがあり、さらに用水管理に支障をきたしているため、早急に整備を行います。	農業振興課	老朽ため池改修	老朽ため池の改修工事	府営事業により、平成29年度に基本設計、平成30年度に国費要望、法的手続き、令和元年度に実施設計を行い、令和2年度から改修工事を実施中。	○	令和4年度に改修工事を完了予定。																					
134	雨水利用の促進	公共施設に雨水タンクを設置し、打ち水・散水等に有効に利用します。	環境政策室 (環境保全担当)	雨水タンクの有効利用	雨水タンクの有効利用	雨水タンクの有効利用	○	今後も打ち水等に利用していく。																					

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
135	保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進	道路を整備する際、雨水排水の流出抑制及び暑気対策のため、保水性・透水性材を使用します。	道路河川整備課	保水性及び透水性舗装による整備の実施	保水性及び透水性舗装の実施	・歩道において、透水性舗装を実施した。	○	保水性及び透水性舗装の促進に努める。
136	事業者への公害防止の指導(大気)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出53件について審査を行い、10件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な大気環境の保全を推進する。
137	大気環境監視	継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	・環境基準達成率100%(光化学オキシダントを除く) ・光化学スモッグ発令時の緊急対応	・光化学オキシダントなど大気汚染物質の発生抑制のため、大気汚染防止法、府条例に基づき立入指導等を行う。 ・大気環境の監視・光化学スモッグに関する注意事項を市HP等で周知。 ・光化学スモッグ発令時には市民の健康被害を防ぐ対応として、防災無線を活用し迅速かつ正確な情報を発信するなど、緊急時の対応を行う。	・一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局2局、第二京阪道路環境監視局2局で24時間連続測定した大気汚染物質測定結果(速報値)を、ホームページで結果を公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)100% ・光化学スモッグ発令回数 予報4回 注意報3回 発令時には防災無線を利用し、情報の発信を行った他、HPへ情報を公開	○	大気汚染は広域的な問題であり早期改善は困難な状況であることから、全国的に環境基準が未達成である光化学オキシダントについては、光化学スモッグ発令時に市民の健康被害を防ぐ対応として、防災無線を活用し、迅速に正確な情報を発信していく。
138	アイドリングストップ啓発事業	自動車駐車場の設置者に対して、利用者へのアイドリングストップに関する周知を徹底するように指導する。	環境指導課	自動車駐車場設置者への指導率100%	啓発の実施	事業系駐車場設置者への指導率100%	○	事業系駐車場設置者に対して、今後も継続してアイドリングストップについて啓発を行う。
139	公用車における低公害車等の導入	公用車全般について「低公害車等導入指針」に基づき低公害車等を導入します。	環境政策室 (環境保全担当)	低公害車等の導入率100%	低公害車等の導入	指針に基づく低公害車等を10台導入した。(導入率:100%)	○	今後も公用車においては、指針に基づく低公害車を導入する。
140	事業者への公害防止の指導(騒音・振動)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出93件について審査を行い、4件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、騒音・振動についての環境の保全を推進していく。

No.	事業名	事業概要	担当課 (R3年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
141	騒音の環境監視	環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	・一般地域における環境基準達成率100% ・道路に面する地域における基準超過地点の改善に向け取り組む	・騒音の監視・環境データ集を作成し、監視結果を周知する。 ・基準超過地点の環境改善に向け、国や府と協議を行う。	道路に面する地域で8地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・一般地域の環境基準達成率 100% ・国・府に対し改善の要望を行うとともに、道路に面する地域の環境基準を超過している地点の抽出を行った。	○	一般地域の全ての地点で環境基準を達成。今後も継続して市内の環境監視を行い、現状把握に努める。 道路に面する地域の一部で環境基準を超過しているため、道路管理者(国・府)と状況の共有化を図るとともに改善に向け要望等を行っていく。
142	事業者への公害防止の指導(土壌汚染・地盤沈下)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出43件について審査を行い、立入指導12件実施。	○	土壌汚染対策法に基づく届出関係の審査を通じ、土壌汚染防止の取り組みを継続する。枚方市公害防止条例に基づき、揚水施設の採取量や地下水位の測定、報告を求める。
143	地盤沈下の環境監視	地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	年間で2cm以上沈下した地域を0%	・地盤沈下の監視 ・情報提供 ・水準測量 (3年に1回)	・H30年度に市内42地点の一般水準点の測量を行ったところ、目標をすべて達成していた。(次回測量はR3年度予定) ・公共施設において地下水位を測定し、地盤情報の収集に努めている。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	今後も継続して市内の地盤環境の監視を行い現状把握に努める。
144	事業者への公害防止の指導(化学物質)	工場・事業場に対し、有害物質の使用状況調査を実施するとともに、立入検査等、様々な機会を通じて、適正管理・使用について指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・使用状況調査の実施 ・適正管理及び使用の指導	・事業者による化学物質の適正処理・使用が行われるよう、PRTR法や府条例に基づく届出審査及び指導を行った。	○	工場に対して化学物質の適正な管理を指導し、良好な生活環境を継続して確保する。
145	有害物質等の環境監視	有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度の監視を実施します。	環境指導課	環境基準達成率(有害大気)100%	・有害大気汚染物質調査 ・ダイオキシン類調査 ・アスベスト濃度調査	・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト濃度調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 100%	○	今後も市内の有害物質の環境の把握のため、継続して監視を行う。

「○」: 目標を達成した事業

「△」: 目標は達成できなかったが、前年度より目標達成に近づいた事業、または、2つ以上指標がある場合、1つでも目標を達成した事業、または、数値目標の90%を達成した事業

「×」: 目標を達成できず、前年度より目標達成に近づかなかった事業

「■」: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、目標を達成できなかった事業

「-」: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を実施しなかった事業

○	126
△	6
×	0
■	6
-	7

※令和2年度は、145事業のうち、126事業で目標を達成しましたが、19事業で目標を達成することができませんでした。

このうち、7事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を見送りました。

※全体で145事業